

杉並区地域防災計画 震災編 主要修正項目の記載内容（案）

【資料3】

※下線部は新規及び追加箇所

【1. 地域防災計画の想定地震の変更】

対応する施策 (中分類)	記載箇所	新記載内容	旧記載内容
1-①地域防災計画 の概要	総則・予防対策編 (第1部 第1章 地域防災計画の概 要)	3 被害想定 <u>10年間の様々な変化や最新の科学的知見を踏まえ、</u> <u>令和4年5月に東京都防災会議が発表した「首都直下</u> <u>地震等による東京の被害想定」のうち、杉並区での被</u> <u>害が最大となる多摩東部直下地震を本計画の前提とす</u> <u>る。</u>	3 被害想定 平成24年4月に東京都防災会議が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち、杉並区での被害が最大となる地震を本計画の前提とする。

【2. 災害時要配慮者の生活環境の充実】

対応する施策 (中分類)	記載箇所	新記載内容	旧記載内容
2-①災害時要配慮者の容態に応じた避難先の提供	震災編 (第1部 第6章 医療救護・保健等対策)	<p>オ 災害時要配慮者等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>震災救援所に避難した災害時要配慮者や避難生活によって容態が悪化している避難者を対象として、定期的に健康観察を実施する。</u> ・<u>健康観察の結果に基づいて、震災救援所での生活が極めて困難な災害時要配慮者等の移送先(第二次救援所又は福祉救援所)を救援隊本隊と調整(マッチング)する。</u> ・<u>症状の急変等により医療処置が必要な災害時要配慮者を把握した場合、医療機関に移送する。</u> 	【新規】
2-②災害時要配慮者の支援体制の拡充	震災編 (第1部 第8章 避難者対策)	<p>イ 第二次救援所の開設及び運営</p> <p><略></p> <p>(ア) 開設場所</p> <p>地域区民センター(7か所)を開設場所とし、被災状況及び避難状況・災害時要配慮者の発生状況等を勘案して、必要な地域において開設する。【別冊・資料●●】</p> <p><u>なお、地域区民センターの停電等によって空調が使用できない場合、復電している又は停電等が発生していない区有施設の有無を確認して、第二次救援所としての活用を検討する。</u></p>	<p>イ 第二次救援所の開設</p> <p><略></p> <p>(ア) 開設場所</p> <p>地域区民センター(7か所)を開設場所とし、被災状況及び避難状況・災害時要配慮者の発生状況等を勘案して、必要な地域において開設する。【別冊・資料156】</p>
	総則・予防対策編 (第2部 第9章 避難者対策)	<p>テ 福祉専門職等の確保</p> <p><u>区は、災害発生時における災害時要配慮者の安否確認や避難生活支援などの災害対策業務に従事する福祉専門職や意思疎通支援者を確保するため、民間の障害者・高齢者支援事業者や区内関係団体等との具体的な連携体制について検討し、震災救援所、第二次救援所及び福祉救援所への職員派遣に関する協定の締結を推進するなどの人的な支援体制を整備する。また、東京都災害福祉広域支援ネットワークからの福祉専門職の派遣を受け入れるため、東京都災害福祉広域調整センターとの連携体制を構築する。</u></p>	【新規】

対応する施策 (中分類)	記載箇所	新記載内容	旧記載内容
	総則・予防対策編 (第2部 第9章 避難者対策)	イ 福祉救援所の指定 特別な支援や介護を必要とし、第二次救援所での生活が極めて困難な災害時要配慮者を臨時的、応急的に受入れ、専門性の高い支援を行うことができる区立の障害者通所施設 5 か所、 <u>都立及び民間入所施設等 36 か所を福祉救援所として指定している。今後も福祉救援所の拡充のため、高齢者や障害者の入所施設等に対し、施設建設の段階から協力を求めるなどにより、福祉救援所の指定に関する協定の締結を推進する。施設毎に受入れ対象を特定して公示する。【別冊・資料 ●●～●●、●●】</u>	(イ) 福祉救援所の指定 特別な支援や介護を必要とし、第二次救援所では生活が困難な災害時要配慮者を臨時的、応急的に受入れ、専門性の高い支援を行うことができる高齢者、障害者等の福祉施設と協定を締結し、福祉救援所として設置している。これまで区立の障害者通所施設 5 か所のほかに民間入所施設等 27 か所を指定している。今後も福祉救援所の設置のため、社会福祉法人等との協定の締結を進めていく。【別冊・資料 57～78、156】
	総則・予防対策編 (第2部 第9章 避難者対策)	ウ 受入施設や必要物資の環境整備 (ア) 受入施設の環境整備 <u>区は、福祉救援所に指定した施設の状況を踏まえ、施設管理者と連携して、災害時要配慮者が避難生活を送る上で必要な環境整備(冷暖房設備、非常用発電機、情報関連機器、施設のバリアフリー化等の整備)を推進する。また、第二次救援所に指定している地域区民センターについても災害時要配慮者が避難生活を送るための環境整備を推進する。</u> (イ) 物資や資器材の備蓄 <u>第二次救援所及び福祉救援所における災害時要配慮者の受入れに必要な物品の備蓄の充実を図る。</u>	【新規】
	総則・予防対策編 (第2部 第9章 避難者対策)	(イ) 福祉救援所連絡会の開催 <u>福祉救援所連絡会を定期的に開催し、福祉救援所間の情報共有・意見交換を実施する。また、福祉救援所のマニュアルの整備、立ち上げ運営訓練など福祉救援所の機能強化を図る。</u>	【新規】

対応する施策 (中分類)	記載箇所	新記載内容	旧記載内容
		<p><u>(ウ) 震災救援所との連携強化の推進</u> 震災救援所との連携強化を推進するため、福祉救援所運営職員に震災救援所運営連絡会への参加を促す。</p> <p><u>(エ) 避難場所の充実</u> 妊産婦や乳幼児親子などの特別な支援を必要とする方の避難場所について検討し、その確保を図る。</p> <p><u>(オ) 第二次救援所運営管理マニュアルの改善</u> 男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮して、女性や災害時要配慮者への対応について第二次救援所運営管理マニュアルを改善する。</p> <p><u>(カ) 福祉救援所標準マニュアルの見直し</u> 福祉救援所標準マニュアルに基づいて、福祉救援所の開設・運営訓練実施し、マニュアルの内容を見直す。</p>	
2-③災害時の歯科保健活動の強化	総則・予防対策編 (第2部 第7章 医療救護・保健等対策)	<p><u>(3) 災害歯科保健活動の検討</u> 歯科的災害関連疾病や誤嚥性肺炎等を予防するため、歯科衛生士等による口腔ケアや口腔衛生啓発などの災害時の歯科保健活動の実施に向けて、東京都歯科衛生士会等と連携する。</p>	【新規】

【3. 帰宅困難者対策の推進】

対応する施策 (中分類)	記載箇所	新記載内容	旧記載内容
3-①帰宅困難者対策の取組周知	総則・予防対策編 (第2部 第8章 帰宅困難者対策)	ア 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・区及び都は、区民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例等の内容について、ホームページ、パンフレットの配布等により普及啓発を図る。 ・<u>都と連携して、都民向け「防災ブック」、企業防災アドバイザー等の周知を図る。</u> ・<u>事業所の防災担当者等が都と直接つながることで、発災時に災害情報や防災行動の協力依頼等を都が直接届ける事業所防災リーダー制度を周知し、同制度の普及啓発を図る。</u> ・帰宅困難者対策の必要性を訴求する動画の活用や、従業員の一斉帰宅抑制に積極的に取り組む企業等を認定する制度などを通じて、対策に協力する区民・企業等の拡大を図る。 ・都市開発の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、従業員用の防災備蓄倉庫等の整備を促進する。 	ア 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・区及び都は、区民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例等の内容について、ホームページ、パンフレットの配布等により普及啓発を図る。 ・帰宅困難者対策の必要性を訴求する動画の活用や従業員の一斉帰宅抑制に積極的に取り組む企業等を認定する制度などを通じて、対策に協力する区民・企業等の拡大を図る。 ・都市開発の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、従業員用の防災品備蓄倉庫等の整備を促進する。
	総則・予防対策編 (第2部 第8章 帰宅困難者対策)	ア 混乱収拾後の帰宅方法の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>区は、鉄道等の公共交通機関が復旧した場合に、帰宅者が駅に集中することを避けるなど、事故が起らないよう適切な帰宅方法・ルール(国及び都が検討による)を区民や事業者に周知する。</u> 	【新規】
3-②施設利用者等の滞在環境の強化	総則・予防対策編 (第2部 第8章 帰宅困難者対策)	イ 事業者による帰宅方法・ルールの事前設定 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>事業者は、帰宅抑制ののち、混乱が収拾してから従業員等が安全に帰宅できるよう、帰宅時間が集中しないための対応や帰宅状況の把握の事例を参考に、事前に帰宅のためのルールを設定する。</u> 	【新規】

対応する施策 (中分類)	記載箇所	新記載内容	旧記載内容
3-③帰宅困難者の 滞在環境の確保	震災編 (第1部 第7章 帰宅困難者対策)	<p>《区》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区は、発災直後から、区内の滞留者に対し報道機関やSNS等を活用して迅速に安全確保のための行動を呼びかける。 ・区は、滞留者の一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の可否等を判断するため、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集し、適宜DIS等で都と共有する。 ・国、都及び交通事業者が連携して公共交通機関の運行状況を共有し、区は、区内滞留者へ適切に発信する。 ・区は、駅周辺や一時滞在施設の周辺で延焼火災が発生している場合、帰宅困難者を広域避難場所へ誘導する。 	<p>《区》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅前滞留者対策連絡会は、発災時に活動の拠点となる現地本部等を立ち上げる。また、地域によっては、現地本部に加え、駅前滞留者へ掲示板等で情報提供を行う情報提供ステーションを立ち上げる。あわせて、連絡会参加団体と協力し地域防災活動に必要な情報を収集する。 ・災害発生直後、連絡会参加団体が参集して現地本部を速やかに立ち上げることが困難な場合は、区側で立ち上げを行い、ある程度、連絡会の参加団体が参集した時点で連携して対応する。 ・現地本部は、掲示板等様々な手法を活用し、駅周辺の滞留者に対し、災害情報を提供するとともに、家族等との安否確認方法も周知する。 ・駅前滞留者対策連絡会参加団体は、駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に誘導し、その他帰宅困難者に対しては安全な待機を促す。
	震災編 (第1部 第7章 帰宅困難者対策)	<p>《区》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、指定している区有施設を一時滞在施設として開設するとともに、協定を締結している民間施設に一時滞在施設開設を要請する。 ・区は、一時滞在施設の開設後、DISもしくは帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を適宜都に報告する。 ・帰宅困難者が多数殺到し、一時滞在施設が不足する地域が発生した場合、最寄りの補助・代替施設の活用を検討する。 	【新規】

対応する施策 (中分類)	記載箇所	新記載内容	旧記載内容
3-④民間一時滞在 施設の支援	総則・予防対策編 (第2部 第8章 帰宅困難者対策)	<p>(エ) 一時滞在施設運営マニュアルの整備</p> <p><u>区は、事業者に対し、都が作成した一時滞在施設の運営マニュアルを活用した民間一時滞在施設向けのマニュアルの整備を支援する。</u></p>	【新規】
3-⑤外国人滞留者 への情報提供	震災編 (第1部 第7章 帰宅困難者対策)	<p>(2) 取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>駅前滞留者対策連絡会は、発災時に活動の拠点となる現地本部等を立ち上げる。また、地域によっては、現地本部に加え、駅前滞留者へ掲示板等で情報提供を行う「情報提供ステーション」を立ち上げる。あわせて、連絡会参加団体と協力し地域防災活動に必要な情報を収集する。</u> ・<u>災害発生直後、連絡会参加団体が参集して現地本部を速やかに立ち上げることが困難な場合は、区側で立ち上げを行い、連絡会の参加団体が参集した時点で連携して対応する。</u> ・<u>現地本部は、掲示板等様々な手法を活用し、駅周辺の滞留者に対し、災害情報を多言語で提供する。</u> ・<u>駅前滞留者対策連絡会参加団体は、駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に誘導し、公共交通機関が運行を再開するまでは待機を促す。</u> 	【新規】

【4. マンション防災の強化】

対応する施策 (中分類)	記載箇所	新記載内容	旧記載内容
4-①エレベーター 停止対策の推進	総則・予防対策編 (第2部 第3章 安全な都市づくり の実現)	ウ エレベーター内の一時的な滞在環境の整備 <u>区は、エレベーター内で閉じ込めが発生した場合に備え、簡易トイレや飲料水等を備蓄したエレベーターチェアの設置等を含む対策を検討する。</u>	【新規】
	総則・予防対策編 (第2部 第3章 安全な都市づくり の実現)	イ 停電時におけるエレベーターの電源確保 <u>区は、停電時にエレベーターの運転を可能とするための電源確保を促進する。</u>	【新規】
4-②救助体制の整備	総則・予防対策編 (第2部 第3章 安全な都市づくり の実現)	ウ マンション居住者等による救出救助訓練の実施 <u>区は、エレベーターの閉じ込めが多発した場合、エレベーター保守管理会社の到着に遅れが生じる可能性があることから、エレベーター保守管理会社の指導を受け、マンション管理組合及びマンション居住者でエレベーター利用者の救出救助訓練の実施を促進する。</u>	【新規】
	総則・予防対策編 (第2部 第3章 安全な都市づくり の実現)	エ マンション居住者及び管理組合による共助の活動支援 <u>区は、エレベーターの停止が長期化することで、中高層階からの避難、負傷者の搬送、各階の被害確認等に時間がかかることから、マンション居住者及び管理組合が協力して実施する共助の取組(救出救護、初期消火、安否確認等)の活動を支援する。</u>	【新規】
4-③マンション居住者への啓発	総則・予防対策編 (第2部 第2章 区民と地域の防災 力向上)	⑧マンション居住者への啓発 <u>区は、マンション居住者に対する自助の備えの周知、管理組合に対する防災計画の作成、訓練の実施等の共助の取組や都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度に関する周知をマンション管理組合やマンション管理会社に要請する。</u>	【新規】

【5. 防災拠点の運用力の向上】

対応する施策 (中分類)	記載箇所	新記載内容	旧記載内容
5-①広域避難場所 における滞在環境 の整備	震災編 (第1部 第8章 避難者対策)	<p>ウ 避難場所の開設及び管理運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大火災によって、避難場所に避難する事態になった場合、避難場所の運営は、原則として、区災害対策本部救援隊本隊が防災市民組織等の協力を得て行う。 ・避難場所の運営は、当該避難場所が所在する区・市（区内の避難場所は杉並区、区外の避難場所はそれぞれ練馬区、中野区、世田谷区、武蔵野市及び三鷹市）が対応する。したがって、区外の避難場所に同行した区職員は、当該避難場所の所在区、区市の長の指揮の下に職務を遂行する。 ・区は、避難場所の施設管理者等と連絡を密にし、運営に支障をきたさないように努める。 <p><略></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>火災による延焼の長期化から避難者が避難場所に滞在し続ける必要がある場合、避難場所での食料、飲料水、滞在に必要な物資の配布方法を検討する。また、マンホールトイレがない避難場所については、備蓄している災害用トイレを設置する。</u> ・<u>火災による延焼の長期化が見込まれる場合、避難場所から安全な震災救援所までの避難経路において安全が確保できる場合、対象の震災救援所に避難者を誘導する。</u> 	<p>ウ 避難場所の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大火災によって、避難場所に避難する事態になった場合、避難場所の運営は、原則として、区災害対策本部救援隊本隊が防災市民組織等の協力を得て行う。 ・避難場所の運営は、当該避難場所が所在する区・市（区内の避難場所は杉並区、区外の避難場所はそれぞれ練馬区、中野区、世田谷区、武蔵野市及び三鷹市）が対応する。したがって、区外の避難場所に同行した区職員は、当該避難場所の所在区、市の長の指揮の下に職務を遂行する。 ・区は、避難場所の施設管理者等と連絡を密にし、運営に支障を来さないように努める。

対応する施策 (中分類)	記載箇所	新記載内容	旧記載内容
5-②災害時緊急離着陸場候補地における実効性の確保	震災編 (第1部 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進)	<u>(1) 災害時緊急離着陸場候補地の状況確認</u> <u>道路閉塞や交通混雑の発生により、都からヘリコプターによる支援物資や人員の緊急輸送の決定を受けた場合、各ヘリコプター災害時緊急離着陸場候補地の安全性等を確認する。</u>	【新規】
	震災編 (第1部 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進)	<u>(2) 滞留している避難者等の誘導</u> <u>ヘリコプター災害時緊急離着陸場候補地に多数の避難者、帰宅困難者等が滞留し、運用に支障が発生する可能性がある場合、避難者等を近隣の震災救護所、広域避難場所、一時滞在施設に誘導する。</u>	【新規】
5-③災害時におけるオープンスペースの運用	震災編 (第1部 第4章 応急対応力、広域連携体制の強化)	<u>ク 各オープンスペースの把握及び利用調整</u> <u>(ア) オープンスペースの状況把握</u> <u>総務班は、オープンスペースの被害状況及び現在の使用状況を各部から把握する。</u> <u>(イ) 利用予定のオープンスペースの情報整理</u> <u>総務班は、応急対策業務で今後利用するオープンスペース及び利用期間の情報を収集する。</u> <u>(ウ) オープンスペースの利用調整</u> <u>総務班は、必要に応じて、オープンスペースを利用する関係班と連携して利用を調整する。</u>	【新規】

【6. 建物被害による二次被害の防止】

対応する施策 (中分類)	記載箇所	新記載内容	旧記載内容
6-①応急危険度判定体制の強化	<p>総則・予防対策編 (第2部 第12章 住民の生活の早期再 建)</p> <p>総則・予防対策編 (第2部 第12章 住民の生活の早期再 建)</p>	<p>ア 応急危険度判定模擬訓練の実施 <u>地震発生直後においては、マンパワー不足から応急危険度判定に遅れが生じることも考えられるため、建築物の応急危険度判定の模擬訓練を実施する。</u></p> <p>イ 優先判定区域の事前設定 <u>都が発表している地震に関する地域危険度測定調査の建物倒壊危険度における危険量からより多くの建物倒壊が想定されている区域を調査して、優先して応急危険度判定を実施する区域をあらかじめ設定する。</u></p>	<p>【新規】</p> <p>【新規】</p>
6-②二次被害防止の周知	<p>震災編 (第1部 第5章 情報通信の確保)</p>	<p>2 災害発生後の広報</p> <p>(1) 給水、給食等の実施状況及び救援物資の配布・受入状況</p> <p>(2) 医療機関の診療状況</p> <p>(3) 被害情報</p> <p>(4) 電気等ライフラインの復旧状況</p> <p>(5) 安否・居所情報</p> <p>(6) 必要なボランティアの募集及び活動の状況・受入状況</p> <p>(7) 通信、交通機関の復旧、運行状況</p> <p>(8) スーパー、ガソリンスタンド等の生活関連情報</p> <p><u>(9) 震災救援所の混雑状況</u></p> <p><u>(10) 熱中症の予防や対処法(夏季)</u></p> <p>(11) 一時帰宅時における二次被害の注意点</p> <p><u>(12) 支援者を装った窃盗や詐欺、家屋修理等の悪質商法等の犯罪に対する注意</u></p>	<p>2 災害発生後の広報</p> <p>(1) 給水、給食等の実施状況及び救援物資の配布・受入状況</p> <p>(2) 医療機関の診療状況</p> <p>(3) 被害情報</p> <p>(4) 電気等ライフラインの復旧状況</p> <p>(5) 安否・居所情報</p> <p>(6) 必要なボランティアの募集及び活動の状況・受入状況</p> <p>(7) 通信、交通機関の復旧、運行状況</p> <p>(8) スーパー、ガソリンスタンド等の生活関連情報</p>

【7. 飲料水や物資の供給体制の強化】

対応する施策 (中分類)	記載箇所	新記載内容	旧記載内容
7-①給水環境の多様化	震災編 (第1部 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進)	<p>(エ) 避難所応急給水栓を活用した応急給水 断水地域、水道施設の状況、通水状況等を都に確認のうえ、応急給水用資器材を接続して<u>震災救護所で</u>応急給水を実施する。</p> <p><u>日中の気温が高く応急給水を待つ被災者が熱中症などになる可能性がある場合は、避難所応急給水栓をセルフ方式に変更し、24時間利用可能な状況にする。</u></p>	<p>(エ) 避難所応急給水栓を活用した応急給水 断水地域、水道施設の状況、通水状況等を都に確認のうえ、応急給水用資器材を接続して応急給水を実施する。</p>
7-②物資輸送環境の充実	震災編 (第1部 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保)	<p>(1) 道路障害物除去作業の実施要領 道路障害物除去作業は、都道及び国道の管理者と緊密に連絡をとり、建設関係事業者団体と締結している「災害時における障害物の除去に関する協定」に基づき、協力業者が道路上のがれき等の排除を行う。確保する交通路幅は、原則として1車線(3m)とする。</p> <p>区道に生じた路面の亀裂や陥没等は、道路障害物除去と同様協力業者に指示し応急復旧を行う。また、雨水の浸透・洗掘等により地山の崩壊等、二次的被害のおそれのある場合は、適宜な方法により応急復旧を施工する。</p> <p><u>協力業者の使用する重機等で燃料が不足する場合は、東京都石油商業組合杉並中野支部と協議し、燃料を確保する。</u></p>	<p>(1) 道路障害物除去作業の実施要領 道路障害物除去作業は、都道及び国道の管理者と緊密に連絡をとり、建設関係事業者団体と締結している「災害時における障害物の除去に関する協定」に基づき、協力業者が道路上のがれき等の排除を行う。確保する交通路幅は、原則として1車線(3m)とする。</p> <p>区道に生じた路面の亀裂や陥没等は、道路障害物除去と同様協力業者に指示し応急復旧を行う。また、雨水の浸透・洗掘等により地山の崩壊等、二次的被害の恐れのある場合は、適宜な方法により応急復旧を施工する。</p>
	総則・予防対策編 (第2部 第10章 物流・備蓄・輸送対	<p>6 輸送車両等の確保 ・区の災害応急対策にあたっては、庁有車を優先して使用する。</p>	<p>6 輸送車両等の確保 ・区の災害応急対策にあたっては、区有車を優先して使用する。</p>

対応する施策 (中分類)	記載箇所	新記載内容	旧記載内容
	策の推進)	<ul style="list-style-type: none"> ・庁有車の現況は、【別冊・資料●●】のとおり。また、必要に応じて東京都トラック協会杉並支部及びヤマト運輸（株）、佐川急便（株）との協定に基づき輸送車両を調達する。【別冊・資料●●、●●、●●】 ・東京都トラック協会杉並支部及びヤマト運輸（株）、佐川急便（株）からの輸送車両の調達が困難な場合は、民間事業者からの車両貸渡を検討する。 ・<u>震災救援所に大型車両がアクセスできず、物資輸送が遅延する可能性があるため、各震災救援所付近の緊急道路障害物除去路線網において通行可能な車両の種類を把握する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・区有車の現況は、【別冊・資料163】のとおり。また、必要に応じて東京都トラック協会杉並支部及びヤマト運輸（株）、佐川急便（株）との協定に基づき輸送車両を調達する。【別冊・資料103、104、105】 ・東京都トラック協会杉並支部及びヤマト運輸（株）、佐川急便（株）からの輸送車両の調達が困難な場合は、民間事業者からの車両貸渡を検討する。

【8. その他防災体制の充実】

対応する施策 (中分類)	記載箇所	新記載内容	旧記載内容
8-①遠隔地避難者への支援	震災編 (第1部 第5章 情報通信の確保)	<p><u>(1) 遠隔地の避難先又は疎開先の連絡に関する周知</u> 道路や公共交通機関等の復旧状況に応じて、遠隔地の身寄りへの疎開や他地域の住宅等へ避難する避難者も発生するため、区外への住宅等へ一時的に自主避難する区民を対象に、避難先の住所及び連絡先の区への届出を実施するよう周知する。</p>	【新規】
	震災編 (第1部 第5章 情報通信の確保)	<p><u>(2) 遠隔地に避難・疎開する避難者向け情報の提供</u> 区外への住宅等へ一時的に自主避難した区民に向けて、区内の復旧状況、各種支援制度、復興の考え方等の情報を区ホームページや各種 SNS 等で周知する。</p>	【新規】
8-②揺れから生じる建物被害の軽減	総則・予防対策編 (第2部 第3章 安全な都市づくりの実現)	<p><u>(1) 区内建築物の耐震化促進</u> 首都直下地震等に備えるため、「杉並区耐震改修促進計画」に基づき、計画的かつ総合的に区内建築物の耐震化を促進していく。<u>特に、特定緊急輸送道路沿道建築物、一般緊急輸送道路沿道建築物及び住宅の耐震化に重点的に取り組み、地震に強い安全なまちづくりを進める。</u></p>	<p><u>(1) 区内建築物の耐震化促進</u> 今後、高い確率で発生が予測される首都直下地震等に備えるため、「杉並区耐震改修促進計画」に基づき、計画的かつ総合的に区内建築物の耐震化を促進していく。 特に、特定緊急輸送道路沿道や木造住宅密集地域の建築物の耐震化に重点的に取り組み、地震に強い安全なまちづくりを進める。</p>
	総則・予防対策編 (第2部 第3章 安全な都市づくりの実現)	<p><u>ア 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化支援</u> ・<u>特定緊急輸送道路沿道建築物について、耐震診断の実施を義務化し、補強設計・耐震改修の費用の一部を助成することで、耐震化を支援する。また、一般緊急輸送道路沿道建築物について、耐震診断、補強設計及び耐震改修の費用の一部を助成し、耐震化を支援する。</u> ・<u>なお、耐震化に向けた合意形成の相談、改修計画案の作成等、耐震化アドバイザーの無料派遣を実施す</u></p>	<p><u>ア 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修促進</u> 特定緊急輸送道路沿道建築物については、戸別訪問や耐震相談アドバイザー派遣の実施など、耐震診断から次のステップである耐震改修に進むための支援を行い、耐震改修を促進する。</p>

対応する施策 (中分類)	記載箇所	新記載内容	旧記載内容
	<p>総則・予防対策編 (第2部 第3章 安全な都市づくり の実現)</p>	<p>る。</p> <p>イ 木造住宅等の耐震化の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧耐震基準(昭和56年5月以前)で建てられた木造住宅の所有者が主体的に耐震化に取り組むよう積極的に働きかけるとともに、耐震診断や耐震改修の費用の一部を助成し、耐震化の取組を支援する。 ・新耐震基準(昭和56年6月1日～平成12年5月31日)で建てられた、一定の要件の木造住宅についても、耐震診断や耐震改修等の費用の一部を助成により支援する。 ・緊急道路障害物除去路線沿道建築物については、不燃化促進事業と連携し、耐震化を促進する。 ・整備地域等を中心とした木造住宅密集地域の木造住宅については、耐震改修割増助成や木造住宅除却助成による耐震化を支援する。 	<p>ウ 木造住宅等の耐震化の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新耐震基準(昭和56年6月1日～平成12年5月31日)で建てられた、一定の要件を満たす木造住宅についても耐震改修等の助成を行う。 ・緊急道路障害物除去路線沿道建築物については、不燃化促進事業と連携し戸別訪問を行い、助成制度等の周知を図ることで、建替えを含めた耐震化を促進する。
	<p>総則・予防対策編 (第2部 第3章 安全な都市づくり の実現)</p>	<p>ウ マンションの耐震化の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンションの管理状況届出制度を活用して、耐震性が不明なマンション管理組合に耐震化の重要性や必要性を周知し、要望に応じて耐震相談アドバイザーを派遣し、耐震化のアドバイスや区分所有者間の合意形成の支援を行う。 ・マンションの耐震診断や補強設計又は耐震改修に要する費用の一部を助成により支援する。 	<p>【新規】</p>
<p>8-③避難所の自然的発生対策</p>	<p>総則・予防対策編 (第2部 第5章 応急対応力、広域 連携体制の強化)</p>	<p>(イ) 災害時の協力体制の整備</p> <p>区は、災害対応に関する協定を締結した指定管理者及び委託事業者による応急措置等の実効性を高めるため、「指定管理者制度導入施設等における災害対応に関するガイドライン」を作成している。</p>	<p>(イ) 災害時の協力体制の整備</p> <p>区は、災害対応に関する協定を締結した指定管理者及び委託事業者による応急措置等の実効性を高めるため、区は、「指定管理者等災害対応に関するガイドライン」を作成した。</p>

対応する施策 (中分類)	記載箇所	新記載内容	旧記載内容
		また、指定管理者及び委託事業者が当該ガイドラインに基づいて災害対応マニュアルや事業継続計画等を作成し、災害時の協力体制を整備するように <u>徹底を図る。</u>	指定管理者及び委託事業者は、当該ガイドラインに基づいて災害対応マニュアルや事業継続計画等を作成し、災害時の協力体制を整備する。
8-④液状化対策の強化	総則・予防対策編 (第2部 第3章 安全な都市づくりの実現)	3 液状化対策の周知促進 <u>区内には、液状化する可能性のある地域はほとんどないが、東京都と連携し、建て主等へ液状化対策のアドバイスを行うアドバイザー制度の周知を図る。また、区民へ建物における液状化対策ポータルサイトや液状化による建物被害に備えるための手引の情報提供を行っていく。</u>	3 液状化対策の周知促進 都は、建物における液状化対策ポータルサイトを改訂した。区内には、液状化する可能性のある地域はほとんどないが、区民への情報提供を行っていく。
	震災編 (第1部 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保)	《区》 緊急道路障害物除去路線を最優先に障害物除去を行い、救援活動、物資輸送等のための交通路を確保した後、被害を受けた区道の復旧計画を速やかに策定、復旧工事を実施し道路機能の回復に努める。 <u>また、液状化現象によって噴砂が発生している場合、路面清掃を実施する。</u>	《区》 緊急道路障害物除去路線を最優先に障害物除去を行い、救援活動、物資輸送等のための交通路を確保した後、被害を受けた区道の復旧計画を速やかに策定、復旧工事を実施し道路機能の回復に努める。
8-⑤停電対策の推進	総則・予防対策編 (第2部 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保)	ウ 電気自動車等の確保及び活用の検討 <u>区は、発災時の非常用電源（移動電源）として、区が所有する電気自動車等に搭載されているバッテリーのほか、民間シェアサイクルのバッテリーの活用を検討する。</u>	【新規】
	総則・予防対策編 (第2部 第3章)	(5) 防災関連設備の整備推奨 <u>区は、大規模な土地利用転換や共同住宅の建設にあわせて、防災備蓄倉庫や太陽光発電を含む自家</u>	【新規】

対応する施策 (中分類)	記載箇所	新記載内容	旧記載内容
	安全な都市づくり の実現)	<u>発電設備などの整備を推奨する。</u>	
8-⑥防犯体制の強化	震災編 (第1部 第8章 避難者対策)	(オ) 管理・運営 <略> <u>・支援者等を装った被災住宅での窃盗犯罪を防止するため、避難者の中からボランティアを募り地域内パトロールを呼び掛ける。</u> ・学校長は、区及び区教育委員会と協議の上、教職員の役割分担や初動態勢について定める。また、区立小・中学校は、災害時要配慮者及び女性のニーズを反映できるよう震災救援所の運営体制に協力する。	(オ) 管理・運営 <略> ・学校長は、区及び区教育委員会と協議の上、教職員の役割分担や初動態勢について定める。また、区立小・中学校は、災害時要配慮者及び女性のニーズを反映できるよう震災救援所の運営体制に協力する。
	震災編 (第1部 第5章 情報通信の確保)	2 災害発生後の広報 (1) 給水、給食等の実施状況及び救援物資の配布・受入状況 (2) 医療機関の診療状況 (3) 被害情報 (4) 電気等ライフラインの復旧状況 (5) 安否・居所情報 (6) 必要なボランティアの募集及び活動の状況・受入状況 (7) 通信、交通機関の復旧、運行状況 (8) スーパー、ガソリンスタンド等の生活関連情報 <u>(9) 震災救援所の混雑状況</u> <u>(10) 熱中症の予防や対処法(夏季)</u> <u>(11) 一時帰宅時における二次被害の注意点</u>	2 災害発生後の広報 (1) 給水、給食等の実施状況及び救援物資の配布・受入状況 (2) 医療機関の診療状況 (3) 被害情報 (4) 電気等ライフラインの復旧状況 (5) 安否・居所情報 (6) 必要なボランティアの募集及び活動の状況・受入状況 (7) 通信、交通機関の復旧、運行状況 (8) スーパー、ガソリンスタンド等の生活関連情報

対応する施策 (中分類)	記載箇所	新記載内容	旧記載内容
		<u>(12) 支援者を装った窃盗や詐欺、家屋修理等の悪質商法等の犯罪に対する注意</u>	
	総則・予防対策編 (第2部 第2章 区民と地域の防災 力向上)	⑦暴力根絶の意識の普及徹底 <u>災害発生後に震災救援所、仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力やDVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力根絶の意識の普及徹底</u>	【新規】
8-⑦自助による避難先の充実	総則・予防対策編 (第2部 第9章 避難者対策)	ウ 区民の防災知識の普及・啓発 ・区は、区民自らが生命及び身体を守るため、適切に判断し、速やかに在宅避難を含めた安全な場所への避難等、防災行動を行えるように平常時より防災知識の普及・啓発に努める。 ・区は、防災マップの配布や公開型GIS「すぎナビ」の活用など、災害時における安全確保と防災知識の普及啓発を図っている。また、外国人にむけて、区ホームページに外国語で防災情報を掲載しているほか、外国語版の防災マップや公開型GIS「すぎナビ」にて防災情報を提供している。さらに災害時に女性と男性が受ける影響やニーズの違いについて普及啓発を図ることで、理解の促進に努める。 <u>・区は、都和連携を図りながら、自宅等での生活が可能の場合における在宅避難や親戚知人宅、ホテル等への避難など、状況に応じた多様な避難行動（分散避難）の実践を推進する。</u>	ウ 区民の防災知識の普及・啓発 ・区は、区民自らが生命及び身体を守るため、適切に判断し、速やかに在宅避難を含めた安全な場所への避難等、防災行動をとれるように平時より防災知識の普及・啓発に努める。 ・区は、防災マップの配布や防災地図アプリケーション「すぎナビ」の活用など、災害時における安全確保と防災知識の普及啓発を図っている。また、外国人のため、区ホームページに外国語で防災情報を掲載のほか、英語版の防災マップや防災地図アプリケーション「すぎナビ」にて防災情報を提供している。さらに災害時に女性と男性が受ける影響やニーズの違いについて普及啓発を図ることで、理解の促進に努める。
8-⑧防災まちづくりの推進	総則・予防対策編 (第2部 第3章)	1-6 管理不全な空家等への対応に関する取組 <u>(1) 空家等の所有者等に対する改善に向けた助言・指導等の実施</u>	【新規】

対応する施策 (中分類)	記載箇所	新記載内容	旧記載内容
	安全な都市づくり の実現)	<p><u>区は、適切な維持管理がされていない空家等に関する相談を受けた場合、相談内容に応じた担当部署が現場調査をした上で、空家等の所有者等に対し、問題の改善に向けた助言・指導等を実施する。</u></p> <p><u>(2) 所有者不明の管理不全な空家等への対応</u></p> <p><u>区は、空家等の所有者等が行方不明であったり、所有者が死亡し、相続人も不存在であったりするなど、所有者等による適切な空家等の管理を期待することができない場合、財産管理制度や所有者不明土地・建物管理制度などの活用を検討し、問題の改善に向けた対策を実施する。</u></p> <p><u>(3) 除却費用助成の実施</u></p> <p><u>区は、周辺に著しい悪影響を及ぼしている特定空家等及び特定空家等に準ずるものとして区が判定した建築物である老朽危険空家について、所有者による自発的な除却を促すため、除却費用助成を実施する。</u></p> <p><u>(4) 管理不全な空家等への緊急安全措置</u></p> <p><u>区は、管理不全な空家等に起因して周辺に危険な状態が切迫している場合、緊急安全措置として、通行時等に注意を促す表示、バリケード、立入禁止テープの設置等を実施する。</u></p> <p><u>(5) 特定空家等への措置</u></p> <p><u>特定空家等に対する措置方針等の決定については、杉並区空家等対策協議会での協議を踏まえ、次のとおり適切に対応する。</u></p> <p>ア 特定空家等の判断</p> <p><u>空家等をそのまま放置した場合の周辺への悪影響が社会通念上、許容される範囲を超えるか否か、また、もたらされる危機等について切迫性が高いか否か等について、杉並区空家等対策協議会へ諮問し、その調査・審議結果を踏まえ、総合的に特定空家等とするか判断する。</u></p>	

対応する施策 (中分類)	記載箇所	新記載内容	旧記載内容
		<p><u>イ 助言又は指導</u> 除却、修繕、立木竹の伐採その他の周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう特定空家等の所有者等に対して助言又は指導を実施する。</p> <p><u>ウ 勧告・命令</u> 助言又は指導をしても特定空家等の状態が改善されない場合は、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告し、勧告に係る措置を行わない場合は、その措置をとることを命令する。</p> <p><u>エ 行政代執行</u> 周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を命じられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき等は、行政代執行法に基づき、特定空家等の所有者等が履行すべき措置を代執行する。</p> <p><u>(6) 跡地の活用</u> 管理不全な状態にある空家等について、除却後に発生する跡地を適切に活用するため、オープンスペースの確保などを進めている防災まちづくりの取組や地域主体のまちづくり活動と連携する。</p>	
	<p>総則・予防対策編 (第2部 第3章 安全な都市づくり の実現)</p>	<p><u>1-7 自然環境が持つ多面的な機能を生かしたグリーンインフラの推進</u></p> <p><u>(1) 民有地の緑化指導</u> 民有地の緑化を推進するために、建築行為などを行う場合には緑化計画書等の提出を求め、用途地域や敷地面積などに応じた緑化を進めるよう適切に指導する。</p> <p><u>(2) 緑化の助成</u> みどりの創出を図るため、生垣、屋上や壁面の緑化に対して助成する。</p>	<p>【新規】</p>

対応する施策 (中分類)	記載箇所	新記載内容	旧記載内容
		<p><u>(3) みどりのベルトづくり事業</u> みどりの保全・育成を図るため、「杉並区みどりの条例」による保護指定制度、みどりのベルトづくり事業を推進するとともに、市民緑地制度の運用を図る。</p> <p><u>(4) 屋敷林等の保全</u> 杉並区緑地保全方針により、良好な屋敷林等の保全を図る。</p> <p><u>(5) 公園緑地の整備</u> 杉並区みどりの条例、都市計画公園・緑地の整備方針に基づき、公園や緑地の整備を進め、水とみどりのネットワークの拠点となり、日常的に地域住民の交流を促す多様なオープンスペースを確保するなどの土地の有効利用を推進する。</p>	
8-⑨ICT・デジタル環境の整備	総則・予防対策編 (第2部 第6章 情報通信の確保)	<p>カ ICTを活用した災害時の保健・医療活動体制の構築 地域BWA等の活用による通信網を活用して、震災救援所と保健センターをオンラインでつなぎ、急性期以降の健康相談や精神的ケア等を行うなどの保健活動体制を整備するとともに、震災救援所と医療機関をオンラインでつなぐなどの医療活動体制の構築を図り、災害発生時における保健・医療体制の更なる充実を目指す。</p>	【新規】
	総則・予防対策編 (第2部 第6章 情報通信の確保)	<p>8 震災救援所の運営に関するデジタル化の推進 区は、震災救援所において、区民の利便性の向上と効率的な運営のため、混雑状況、在宅避難者の把握、災害時要配慮者の安否確認についてデジタル化を図る。</p>	【新規】
	総則・予防対策編 (第2部 第5章 応急対応力、広域 連携体制の強化)	<p>イ ICT-BCPに基づく訓練の実施 大規模な災害等の発生時に備えて、情報システムの保全及び安全な復旧に関する対応手順をICT部門の業務継続計画(ICT-BCP)として策定しており、定期的にICT-BCPに基づいた訓練を実施し、緊急対応要員の育成を推進する。</p>	【新規】

対応する施策 (中分類)	記載箇所	新記載内容	旧記載内容								
8-⑩人命の救助活動の効率化	総則・予防対策編 (第2部 第5章 応急対応力、広域 連携体制の強化)	<p>《区》</p> <ul style="list-style-type: none"> 区は、震災救援所の救援活動に必要な資機材等の充実、強化を図る。【別冊・資料●●】 消火体制の整備を拡充するため、路上の消火栓に接続して使用できる消火資機材として、スタンドパイプを全震災救援所に配備している。 防災市民組織に配布を進めているスタンドパイプについて、設置場所の案内表示による区民周知を図るとともに、防災市民組織への追加配備等を進め、資機材を活用した初期消火訓練の充実による区民の防災意識と災害対応力の向上を図る。 区は、災害時に速やかに救助活動の支援を行えるように、防災関係機関との連携体制を強化する。 区は、災害時における安否不明者情報の収集や整理に備え、住民基本台帳を使用した安否不明者名簿の作成方法及び利用目的を整備する。また、安否不明者名簿の作成方法では、所在情報を秘匿する必要がある者の情報が公表されないよう、公表対象から除くなど特に配慮する。 	<p>《区》</p> <ul style="list-style-type: none"> 区は、震災救援所の救援活動に必要な資機材等の充実、強化を図る。【別冊・資料167】 消火体制の整備を拡充するため、路上の消火栓に接続して使用できる消火資機材として、スタンドパイプを全震災救援所に配備している。 防災市民組織に配布を進めているスタンドパイプについて、設置場所の案内表示による区民周知を図るとともに、防災市民組織への追加配備等を進め、資機材を活用した初期消火訓練の充実による区民の防災意識と災害対応力の向上を図る。 区は、災害時に速やかに救助活動の支援を行えるように、防災関係機関との連携体制を強化する。 								
	震災編 (第1部 第4章 応急対応力、広域 連携体制の強化)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="694 1134 873 1182">機関名</th> <th data-bbox="873 1134 1373 1182">対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="694 1182 873 1417">区</td> <td data-bbox="873 1182 1373 1417"> <ul style="list-style-type: none"> 警察署、消防署等からの被害状況、救出・救助に関する情報を集約し、防災関係機関等と協力し、救出・救助活動を支援する。 自衛隊(都知事を通じて要請)、周辺 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	<ul style="list-style-type: none"> 警察署、消防署等からの被害状況、救出・救助に関する情報を集約し、防災関係機関等と協力し、救出・救助活動を支援する。 自衛隊(都知事を通じて要請)、周辺 	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1395 1134 1574 1182">機関名</th> <th data-bbox="1574 1134 2074 1182">対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1395 1182 1574 1417">区</td> <td data-bbox="1574 1182 2074 1417"> <ul style="list-style-type: none"> 警察署、消防署等からの被害状況、救出・救助に関する情報を集約し、防災関係機関等と協力し、救出・救助活動を支援する。 自衛隊(都知事を通じて要請)、周辺 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	<ul style="list-style-type: none"> 警察署、消防署等からの被害状況、救出・救助に関する情報を集約し、防災関係機関等と協力し、救出・救助活動を支援する。 自衛隊(都知事を通じて要請)、周辺
機関名	対策内容										
区	<ul style="list-style-type: none"> 警察署、消防署等からの被害状況、救出・救助に関する情報を集約し、防災関係機関等と協力し、救出・救助活動を支援する。 自衛隊(都知事を通じて要請)、周辺 										
機関名	対策内容										
区	<ul style="list-style-type: none"> 警察署、消防署等からの被害状況、救出・救助に関する情報を集約し、防災関係機関等と協力し、救出・救助活動を支援する。 自衛隊(都知事を通じて要請)、周辺 										

対応する施策 (中分類)	記載箇所	新記載内容		旧記載内容	
			<p>自治体、ボランティア等に対し、速やかに応援を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法が適用されたときは、区長は、知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する（区の医療救護体制については第6章参照）。 ・人命救助活動の円滑化を図るため、<u>東京都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。</u> 		<p>自治体、ボランティア等に対し、速やかに応援を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法が適用されたときは、区長は、知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する（区の医療救護体制については第6章参照）。
8-⑪復興まちづくりの推進	総則・予防対策編 (第2部 第3章 安全な都市づくり の実現)	<p>(1) 土地境界の明確化 大規模災害が発生した際の復旧・復興の迅速化に役立てるため、国土調査法に基づく地籍調査を着実に推進し、<u>土地境界の明確化を図る。</u></p>		【新規】	
	総則・予防対策編 (第2部 第3章 安全な都市づくり の実現)	<p>(2) 事前復興まちづくり計画の検討 NPO、ボランティア、専門家、民間企業等と協働し、復興する区の将来像のかたち、環境負荷の少ないまちづくりの具現化、事前復興まちづくり計画を検討する。</p>		【新規】	
	総則・予防対策編 (第2部 第3章 安全な都市づくり の実現)	<p>(3) 復興まちづくりイメージトレーニングの実施 災害対応力を強化し、多種多様な災害に対応できる人材育成を推進するため、職員に対し、復興まちづくりイメージトレーニングを実施する。</p>		【新規】	
	総則・予防対策編 (第2部 第3章 安全な都市づくり の実現)	<p>(4) 地域復興協議会の準備会の設立 地域ごとに、地域力を生かして復興に取り組む核となる地域復興協議会の準備会などの組織づくりを推進する。</p>		【新規】	

対応する施策 (中分類)	記載箇所	新記載内容	旧記載内容
	総則・予防対策編 (第2部 第3章 安全な都市づくり の実現)	(5) 三次元基盤情報の整備 <u>被災後の復興計画策定の基礎データとなる高精度な三次元基盤情報を整備する。</u>	【新規】
8-⑫災害時における女性等支援の取組	総則・予防対策編 (第2部 第2章 区民と地域の防災 力向上)	7 女性の視点を踏まえた防災対策の充実 <u>区は、女性の視点を踏まえた防災対策の充実を図るため、災害時に女性の視点で活躍できる人材育成を目的とした防災講座の実施、女性の地域住民を対象とした防災リーダー養成講座を実施する。</u>	【新規】
	総則・予防対策編 (第2部 第10章 物流・備蓄・輸送対 策の推進)	8 女性等に配慮した生活必需品等の備蓄又は調達 <u>女性等に配慮した生活必需品及び感染症対策物品の備蓄や調達を推進する。</u>	【新規】
	震災編 (第1部 第8章 避難者対策)	2 女性等に配慮した震災救援所等の開設・管理運営 <略>	2 震災救援所等の開設・管理運営 <略>